

令和4年度第1回唐津地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 程 令和4年6月24日（金）
時 間 14時から
場 所 唐津商工会館 5階 大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 副会長の指名について

4 議案

第1号 令和3年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

第2号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

第3号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会予算（案）

第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

5 閉 会

唐津地域公共交通活性化協議会 委員名簿

敬称略

	所 属	役 職	氏 名	備考
1	唐津市	副市長	脇山 秀明	
2	特定非営利活動法人タウン・コンパス	理事長	井上 信昭	
3	唐津地区行政連絡員会	会長	安岡 一徳	
4	地域まちづくり会議（浜玉地区）	委員	吉村 悦子	
5	唐津市民生・児童委員連絡協議会 （厳木町区長会推薦）	民生委員	吉村 みつ子	
6	唐津市相知地区行政連絡員会	副会長	小松 繁治	
7	唐津市北波多女性ネットワーク「未来」	会長	合田 富士子	
8	唐津市食生活改善推進協議会 肥前支部	支部長	江川 千代美	
9	唐津上場商工会	女性部長	古館 日登美	
10	呼子地区行政連絡員会	会長	谷口 博憲	
11	七山地区行政連絡員会	区長	山下 富士雄	
12	唐津市地域婦人連絡協議会	副会長	中武 友子	
13	唐津地区PTA連合会	会長	緒方 哲哉	
14	唐津市老人クラブ連合会	副会長	峯 信廣	
15	唐津地区小中学校校長部会	会長 （西唐津中学校）	高木 俊実	
16	唐津商工会議所	専務理事	山下 正美	
17	唐津上場商工会	会長	坂本 金満	
18	佐賀県旅客船協会	会長	中道 清成	
19	唐津市社会福祉協議会	事務局長	横山 敬司	
20	佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男	
21	昭和自動車株式会社 乗合事業部	副部長	小島 裕之	
22	昭和バス労働組合	執行委員長	中島 栄治	
23	九州地方整備局佐賀国道事務所	計画課長	岩熊 真一	
24	佐賀県地域交流部 さが創生推進課	係長	坂井 歩美	
25	佐賀県唐津土木事務所	所長	岸川 俊介	
26	唐津警察署	交通課長	千早 昭平	
27	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部	企画運輸課長	佐野 嘉彦	
28	特定非営利活動法人 通院送迎サービスふれあい	理事	奥村 文枝	
29	株式会社 玄海タクシー	代表取締役	楠田 愁一郎	
30	玄海町民生委員・児童委員協議会	民生児童委員	前田 りつ子	
31	玄海町区長会	新田区長	和田倉 須美雄	
32	玄海町社会福祉協議会	事務局長	渡邊 藤江	
33	玄海町	防災安全課長	日高 大助	
34	協議会が必要と認める者 公共交通所管	政策部長	堀田 信	

オブザーバー

	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	津留 崇明	随行：牟田様
--	-------------	-----------	-------	--------

唐津地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 唐津地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び生活交通確保維持改

善計画の作成及び実施に係る協議を行うとともに、道路運送法

（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要な運送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置するものとする。

(業務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 唐津市長が指名する職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民又は利用者
- (4) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他連携計画

に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、唐津市副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置

を講じるものとする。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

6 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。

7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項のうち、唐津市内、玄海町内それぞれの地域内に関する事項について協議または調整を行うため、分科会を設置することができる。

2 唐津市分科会の委員は、会長が指名する。

3 玄海町分科会は、玄海町地域公共交通会議とする。

4 唐津市分科会について必要な事項は、本要綱を準用する。

(幹事会)

第8条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条に定める委員のうちから会長が選任した者

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた者

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

4 幹事会は、幹事会において協議した事項に関して協議会に報告する。

(協議結果の取扱い)

第 9 条 協議会において協議が整った事項については、協議会の委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、唐津市役所内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必

要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定に関わらず、第 1 回協議会は、唐津市長が招集する。
- 3 第 10 条の規定に関わらず、協議会が設立された初年度の事業年度については、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(改正後の施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。
(改正後の委員の任期)
- 2 改正前から引き続き委嘱又は任命する委員の任期は、改正前からの残存期間とする。

附 則

(改正後の施行期日)

改正後の要綱は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

(改正後の施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

令和4年度 第1回唐津地域公共交通活性化協議会

日時:令和4年6月24日(金)14:00

場所:唐津商工会館 5階大ホール

議案

第1号 令和3年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

第2号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

第3号 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会予算(案)

第4号 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

【議案第1号】 令和3年度唐津地域公共交通活性化協議会決算

収入

単位:円

支出

単位:円

区分	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	備 考	
負担金	唐津市	3,757,000	3,684,580	△ 72,420	前期:377,232円 後期:3,307,348円
	玄海町	364,000	318,206	△ 45,794	前期:212,232円 後期:105,974円
補助金	国庫補助金	906,000	906,400	400	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計	5,027,000	4,909,186	△ 117,814		

区分	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	比較増減	備 考	
会議運営費	報償費	455,000	358,400	△ 96,600	委員謝金 第1回:129,700円 第2回:107,700円 第3回:115,500円 監査:5,500円
	旅費	25,000	12,000	△ 13,000	委員交通費 第1回:4,800円(2名分) 第2回:2,400円(1名分) 第3回:4,800円(2名分)
事務局費	需用費	60,000	59,960	△ 40	コピー用紙、ボールペン、ポ ールペン替え芯、ラベルシール
	役務費	49,000	44,946	△ 4,054	切手代:84円×33枚×3回 レターパック:370円×33枚×3 回
事業費	委託料	4,438,000	4,433,880	△ 4,120	唐津地域公共交通利便増進 実施計画策定業務: 4,433,880円
計	5,027,000	4,909,186	△ 117,814		

令和3年度監査報告について

令和3年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和3年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和4年 5月24日

監事 安岡一徳 

令和3年度 監査報告書

唐津地域公共交通活性化協議会の令和3年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和4年 5月26日

監事 日高大助 

【議案第2号】 令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

(1) 業務名

唐津地域公共交通利便増進実施計画策定事業

(2) 内容

令和4年3月に策定した「唐津地域公共交通計画」に基づき、計画の基本方針や目標、取り組みの内容を踏まえ、具体的なバス路線の再編内容や地域の利用状況に応じた交通モードの転換などについての実施計画を作成。

(3) 事業費(予算)

金4,438,400円

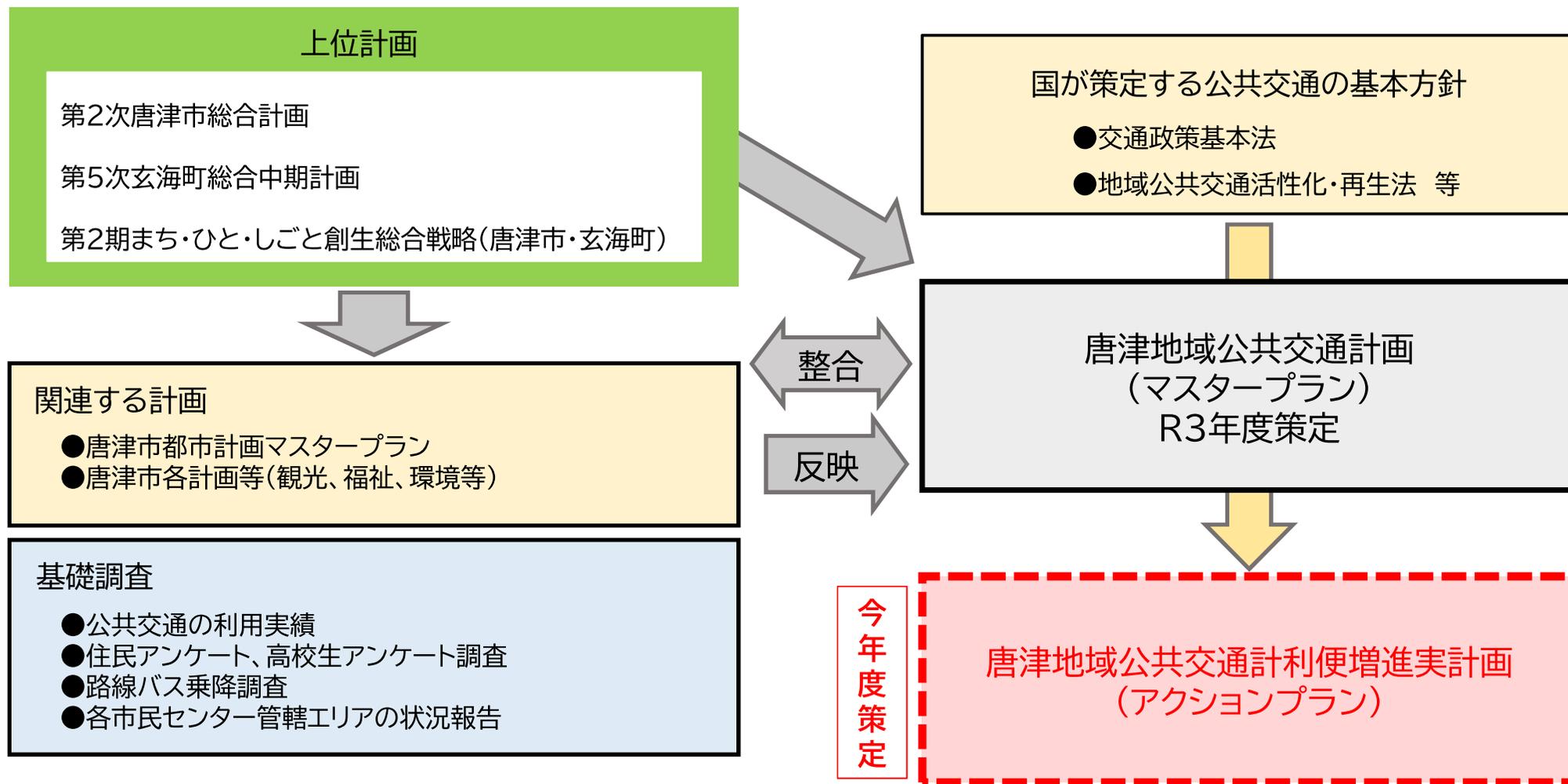
(4) 計画策定業務の委託

・協議会でR4予算・事業計画承認後、利便増進計画を策定

地域公共交通利便増進実施計画とは

計画の背景と目的

■利便増進計画は、「唐津地域公共交通計画」に基づく、アクションプランとして、その具体的な内容(路線の再編や事業等)について定めるものである。



令和4年度唐津地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
唐津地域公共交通活性化協議会	R4予算承認							中間報告		新計画承認
計画策定業務委託		→								
移動実態調査・ニーズ把握			→							
乗降調査			→							
ヒアリング			→							
交通事業者ヒアリング			→							
現状把握・課題整理			→							
計画案の作成					→					

【議案第3号】 令和4年度 唐津地域公共交通活性化協議会予算(案)

収 入

単位:千円

区分		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減	備 考
負担金	唐津市	4,731	3,757	△ 974	
	玄海町	426	364	△ 62	
補助金	国庫補助金	1,000	906	△ 94	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		6,157	5,027	△ 1,130	

支 出

単位:千円

区分		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	比較増減	備 考
会議運営費	報償費	472	455	△ 17	
	旅費	26	25	△ 1	
事務局費	需用費	60	60	0	コピー用紙500円×50冊 カラーインク 2,000円× 5色×3個 封筒 500円×10冊
	役務費	49	49	0	切手代 84円×(34名× 4回) レターパック370×34名 ×3回
事業費	委託料	5,550	4,438	△ 1,112	唐津地域公共交通利 便増進実施計画策定 業務
計		6,157	5,027	△ 1,130	

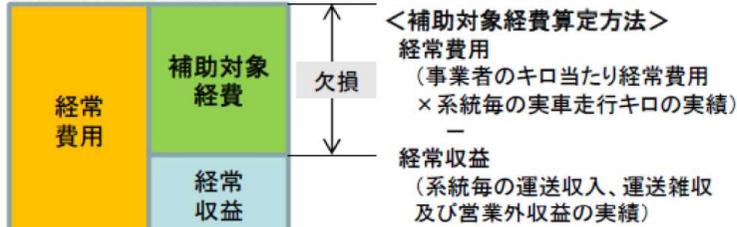
【議案第4号】 地域内フィーダーシステム確保維持計画について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

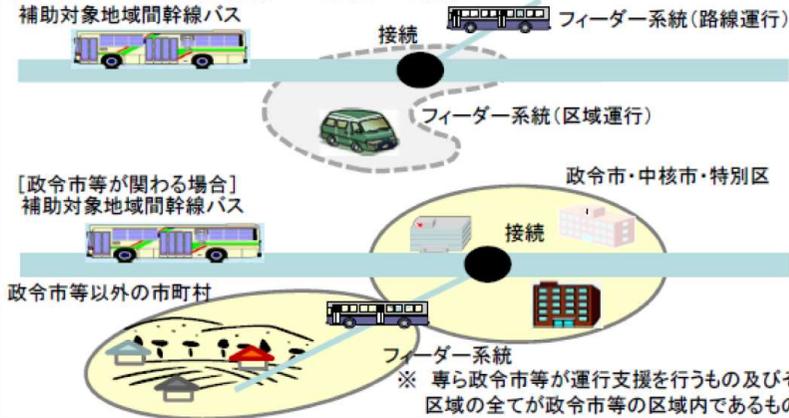
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



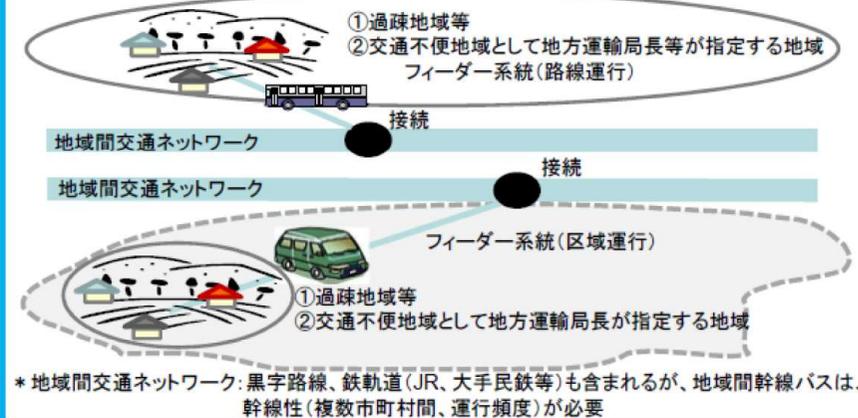
- 補助率
1/2
- 主な補助要件
協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常赤字であること

補助対象システムのイメージ

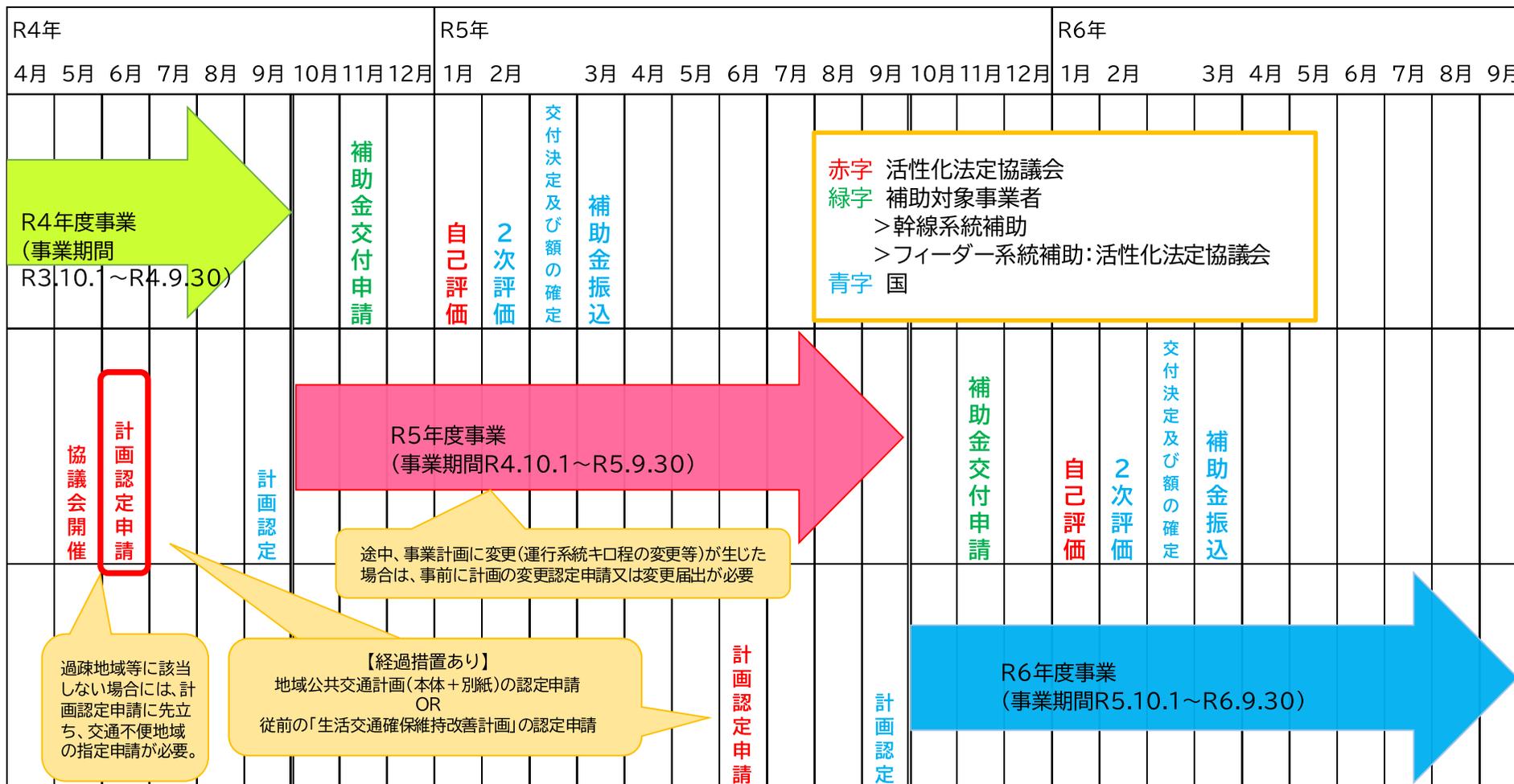
(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域内フィーダー系統確保維持計画について



様式第1-6 (日本工業規格A列4番)

唐交協第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 唐津地域公共交通活性化協議会
住 所 佐賀県唐津市西城内1-1
代表者氏名 会長 脇山 秀明

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和4年6月24日
(名称) 唐津地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
唐津市地域内フィーダー系統確保維持計画
1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>唐津市は、平成17年1月1日に唐津市と東松浦郡浜玉町、巖木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町及び呼子町の1市6町1村が合併し、平成18年1月1日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第2位の人口規模で、総面積では佐賀県の約5分の1を占める広さとなった。</p> <p>この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要な交通手段となっている。</p> <p>そのような中、平成23年3月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。平成25年4月1日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成25年10月1日より本格運行を開始した。</p> <p>平成27年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。</p> <p>平成28年8月から市内循環線のフィーダー化、10月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成30年4月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成31年4月から肥前町エリア、令和2年4月から巖木エリア、令和2年10月から相知エリア、令和4年4月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。</p> <p>また、令和3年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和4年度にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。</p> <p>これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>各路線とも路線毎の経常収支率、輸送人員が前々年度を維持すること、また、公的資金投入額につきましても前々年度を上まわらないことを目標とする。</p> <p>※目標収支率については別表1「R5、6、7 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」を参照</p>
(2) 事業の効果
<p>唐津市内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者） ・外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者） ・買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成（唐津地域公共交通計画 P95-96参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 別添時刻表のとおり ② 唐津市内において、路線バス運行事業者は、昭和自動車(株)のみのため ③ 別添路線図のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>唐津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>昭和自動車株式会社</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>経営体質のスリム化や、徹底した人件費の抑制、増収対策等に努めることで経営改善を図ってきているが、人口減少や自家用車の普及などにより、利用者の公共交通機関離れは年々進んでおり、厳しい経営状況が続いている。</p> <p>また、車齢が20年を超えるなど耐用年数を大幅に上回る車両を多数抱えており、これらの車両については修繕を重ねながら運行を続けている状態であり、早急な買い替えが必要となっている。</p> <p>しかし、厳しい経営環境のなか自己財源での車両購入は困難であり、行政の支援なしに車両の導入は厳しい状況にある。</p>

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>市内線東、市内線西、市内線南、市内線南（赤十字病院線）の収支率をそれぞれ、25%、38%、50%、34%以上とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>高齢者の通院、買い物客が多い市内線東、市内線西、市内線南路線に低床バスを3台導入する事で、利用者はバスの乗り降りが楽になり、利便性が向上する。 また、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化が進んでおり（令和4年3月現在、平均車齢12.9年）、新しい車両を導入することで安全面の強化ばかりでなく、燃料費や修繕費等が軽減される等の効果が期待できる。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 ※なお、唐津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を基準に負担することとしている。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 27 年 6 月 22 日
→平成 28 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
- ・平成 28 年 2 月 8 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について承認
- ・平成 28 年 3 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
- ・平成 28 年 5 月 30 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
- ・平成 28 年 7 月 19 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について書面決議にて承認
- ・平成 29 年 3 月 29 日
→唐津地域公共交通再編実施計画（変更）について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について承認
- ・平成 29 年 7 月 28 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・平成 30 年 1 月 24 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・平成 30 年 6 月 26 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議
- ・平成 31 年 1 月 9 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・平成 31 年 2 月 25 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の変更認定申請について承認
- ・令和元年 6 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 2 年 1 月 10 日
→令和元年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 2 年 6 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画（変更）について協議・承認
令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 3 年 1 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日
→令和 4 年度唐津市生活好通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
- ・令和 4 年 1 月 25 日
→令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
- ・令和 4 年 3 月 24 日
→唐津地域公共交通計画について協議・承認
- ・令和 4 年 6 月 24 日
→令和 5 年度唐津市生活好通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認（案）

21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「地域婦人連絡協議会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。</p> <p>また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を活用している。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	佐賀県地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	唐津市 政策部 交通政策課 玄海町 防災安全課
交通事業者・交通施設管理者等	昭和自動車(株)、九州旅客鉄道(株)、唐津警察署、佐賀国道事務所、唐津土木事務所
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地区行政連絡員会、地域婦人連絡協議会、PTA連合会、老人クラブ連合会、校長会、社会福祉協議会、佐賀県旅客船協会、唐津商工会議所、唐津上場商工会、佐賀県バス・タクシー協会、唐津市政策部、玄海町防災安全課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県唐津市西城内 1-1

(所 属) 政策部 交通政策課

(氏 名) 宮崎 拓実

(電 話) 0955-72-9144

(e-mail) koutsuuseisaku@city.karatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和5～令和7年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表

令和4年6月24日

協議会名:唐津地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

補助対象路線名	起点	経過地	終点	目標収支率	R3実績
波戸岬	呼子	名護屋浜・名護屋城	波戸岬国民宿舎	22%	22%
加部島	呼子		加部島杉村	11%	11%
呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	7%	7%
呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	12%	12%
呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	9%	9%
呼子・波戸岬	呼子	名護屋城址	波戸岬国民宿舎	13%	13%
星賀(ジャンボタクシー)	入野		星賀	26%	26%
納所	入野		納所	19%	19%
高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	15%	15%
京泊・納所	波止内広場	京泊・納所	入野	13%	13%
瓜ヶ坂・高串	入野	高串福祉センター前	黒崎	17%	17%
駄竹・星賀	入野	星賀	駄竹高齢者センター前	12%	12%
市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	24%	24%
市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	37%	37%
市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	49%	49%
市内南	大手口	唐津駅・アルピノ前	唐津赤十字病院	33%	33%
イオン	大手口	用尺南	イオン前	41%	41%
市内	大手口	まいづるCARROT店	大島液化ガス	15%	15%
市内	大島液化ガス	用尺南	市民グラウンド	18%	18%
市内	市民グラウンド	百人町	大島液化ガス	19%	19%
市内	大島液化ガス	大手口	唐津東中高前	41%	41%
市内	唐津フェリーターミナル	西唐津駅前	大手口	8%	8%
志気	市民病院きたはた		志気	50%	50%
成淵	市民病院きたはた		成淵上	114%	114%

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)	
			起点	経由地	終点					基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
唐津市	昭和自動車(株)	(1) 波戸岬	呼子	名護屋浜・ 名護屋城 址	波戸岬国民宿舎	往復 8.7km 8.7km	365日	1,520.5回		①	③
	昭和自動車(株)	(2) 加部島	呼子		加部島杉村	往復 6.5km 6.5km	365日	912.5回		①	③
	昭和自動車(株)	(3) 呼子台場	呼子		呼子台場みなとブラ ザ	往復 2.8km 2.8km	365日	912.0回		①	③
	昭和自動車(株)	(4) 呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護 屋浜	呼子	循環 17.5km .km	365日	2,555.0回		①	③
	昭和自動車(株)	(5) 呼子・加部島	呼子	加部島杉 村	呼子	循環 15.6km .km	365日	2,190.0回		①	③
	昭和自動車(株)	(6) 呼子・波戸岬	呼子	名護屋城 址	波戸岬国民宿舎	往復 7.3km 7.3km	365日	1,825.0回		①	③
	昭和自動車(株)	(7) 星賀	入野		星賀	往復 3.6km 3.6km	365日	1,096.5回		①	③
	昭和自動車(株)	(8) 納所	入野		納所	往復 3.8km 3.8km	365日	1,336.5回		①	③
	昭和自動車(株)	(9) 高車	入野		高車福祉センター前	往復 4.4km 4.4km	365日	1,773.5回		①	③
	昭和自動車(株)	(10) 京泊・納所(ジャンボ) (火・木・土)	京泊・納所(ジャンボ) (火・木・土)	波止内広場	納所	往復 6.2km 6.2km	147日	367.5回		①	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイーター系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内フイーター系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	終点					運行形態の別	基準ハビ 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準外で該 当する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車(株)	(11) 瓜ヶ坂・高串(ジヤンホ) (火・木・土)	入野	高串福祉 センター前	黒崎	往復 7.8km 7.8km	147日	588回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の初末線)有消入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(12) 駄竹・皇賀(ジヤンホ) (月・水・金)	駄竹	皇賀	入野	往復 7.4km 7.4km	145日	362回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の初末線)有消入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(13) 市内東	唐津駅	シーサイド 前	唐津駅	循環 5.9km km	365日	3,285回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(14) 市内西	大手口	りふれ 済 生急病院 前	唐津駅	往復 9.5km 9.5km	365日	1,642回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(15) 市内南	大手口	唐津赤十 字病院前	唐津駅	往復 9km 9km	365日	1,764回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(16) 市内南(赤十字病院 線)	大手口	唐津赤十 字病院前	唐津赤十字 病院	往復 2.4km 2.4km	243日	1,944回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(17) イオン	大手口	用尺南	イオン前	往復 6.2km 6.2km	365日	1,480回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(18) 市内(大手口~大島液 化ガス)	大手口	まい いる CARROT 店	大島液化ガス	往復 6.3km 6.3km	365日	2,312回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(19) 市内(大島液化ガス~ 市内(大島液化ガス~ 市民グラウンド))	大島液化ガス	用尺南	市民グラウンド	往復 10.6km 10.6km	365日	1,095回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③
	昭和自動車(株)	(20) 市内(大島液化ガス~ 百人町~市民グラウン ド)	市民グラウンド	百人町	大島液化ガス	往復 9.1km 9.1km	365日	1,277回	路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バス(の唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フイーター系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行形態の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイーター系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行路線の別	基準/ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準/ハで 該当 する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車(株)	(21) 市内(大島液化ガス～唐津東中高前)	大島液化ガス	大手口	唐津東中高前	往復 10.9km 10.9km	365日	365回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津・佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(22) 市内(唐津フェリーターミナル～大手口)	唐津フェリーターミナル	西唐津駅	大手口	往復 5km 5km	365日	182.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津・佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(23) 志気(市民病院きたはた～志気)	市民病院きたはた		志気	往復 4.4km 4.4km	243日	121.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの北波多線と市民病院きたはた停留所にて接続	③
	昭和自動車(株)	(24) 成洲(市民病院きたはた～成洲)	市民病院きたはた		成洲上	往復 5km 5km	243日	121.5回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの北波多線と市民病院きたはた停留所にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	唐津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	86,783
交通不便地域等	103,803

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
27,354	旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村、旧鎮西町、旧厳木町	過疎法
	加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島、高島	離島振興法
76,449	旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町	半島振興法
	旧七山村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月	令和4年度
地域公共交通利便増進計画	令和5年3月	

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内ファイダーシステム)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象システム名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	購入等の種別
				イ	ロ				
唐津市	昭和自動車(株)	1	0332400 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000	ノンステップ型	スロープ付き	32	H30.10		割賦
	昭和自動車(株)	2	0332400 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000	ノンステップ型	スロープ付き	35	R1.12		割賦

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンスステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転数(運転数を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象システムの運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

呼子・鎮西地区

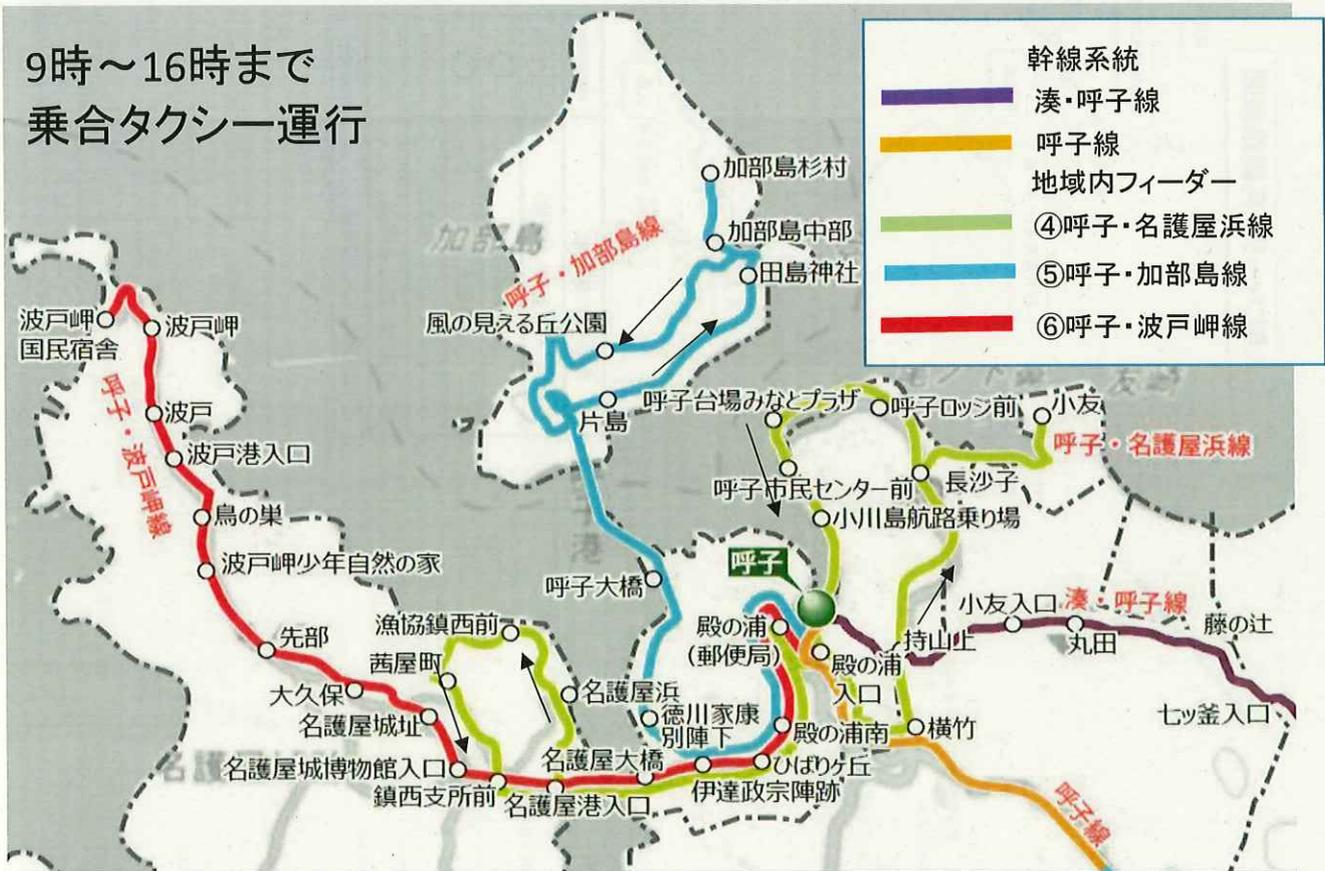
始発～9時

16時～終日 再編前と同様



9時～16時まで

乗合タクシー運行



⑰ イオン線

唐津バスセンター(大手口)



